住み慣れた場所で自分らしく過ごす

医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅で過ごしたいという人は多いのではないでしょうか。通院での治療が難しくなると、入院という選択肢が思い浮かびますが、「在宅医療」という方法もあります。自分が望む場所で人生を送ることができる在宅医療についてお知らせします。



在宅医療とは

在宅医療とは、自宅などの生活を送る場で行う医療のことです。計画的・定期的に診療を行う「訪問診療」と、容体が急変した時などに診療を行う「往診」があります。

かかりつけ医などが、患者本人の状態に応じ、専門知識を持つ医療職とチームになって、自宅などを訪問し療養生活をサポートします。

年齢・疾患・病状によっては、自宅のほか高齢者住宅などで医療を受けることもできます。

在宅医療は誰でも利用できる？

病状や年齢による制限はありません。脳梗塞後遺症・神経難病・認知症・がんの終末期の人など、通院することが困難な人に対して実施するものです。患者本人や家族と、かかりつけ医が話し合い、病状に応じて利用が決められます。

利用するには

かかりつけ医がいる場合は、在宅医療を考えていることを伝え、訪問診療や往診が可能か相談しましょう。入院から在宅療養に移る場合には、病院の医療相談室や地域連携室に相談窓口があります。

かかりつけ医がいない場合には、住んでいる地区の地域包括支援センターに相談してください。

地域包括支援センターは高齢者の医療・介護・福祉の身近な相談窓口です。

各地区の地域包括支援センターは市ホームページで確認してください。

市ホームページ

また、市では、在宅医療・介護連携事業として、普及啓発などの取り組みを進めています。詳細は市ホームページで確認してください。

市ホームページ

もしもの時のために「人生会議」

皆さんは、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）という言葉を知っていますか。人生会議とは、もしもの時に備えて、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みです。

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。あらかじめ自身の気持ちを整理し、書き留め、話し合っておくことで、将来の治療や生活の選択を安心して迎えることができます。

※くわしくは、地域包括支援センターについては介護保険課（☎20-1545）、そのほかについては地域医療政策課（☎27-1119）へ。